



債権法改正による 取引実務への影響

売買・継続的契約を中心に(上)

弁護士 小田大輔
弁護士 梅本麻衣

(注1)「別冊NBL No.126 債権法改正の基本方針」(商事法務)。

はじめに
現在、法制審議会民法(債権関係)部会において議論がされている債権法改正は、企業活動の基本法についての考え方やルールを変えるものであり、企業間取引実務に及ぼす影響が少なくない。本稿では、主に民法(債権法)改正検討委員

会により取りまとめられた「債権法改正の基本方針」(以下「基本方針」という(注1))に基づき、具体的な事例に沿って、債権法改正が個別の企業間取引実務(特に売買や継続的契約)に与える影響について検討することとする。

おだ・だいすけ 弁護士、森・濱田松本法律事務所パートナー。京都大学法学部卒。平成17～19年金融庁監督局総務課課長補佐、平成18～19年金融庁法令等遵守調査室(兼務)。平成20年森・濱田松本法律事務所。平成21年より現職。企業ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を専門としている。

うめもと・まい 弁護士、森・濱田松本法律事務所所属。一橋大学法学部、一橋大学法科大学院卒業。平成21年森・濱田松本法律事務所入所。企業間の紛争における訴訟進行、コンプライアンス等を専門としている。

事例 (図表1参照)
商社であるX社は、電子機器メーカーY社に対して、パソコン周辺機器用の電子部品を継続的に供給する取引を行っている。
X社がY社に納入している電子部品は、国内の電子部品メーカーA社および海外の電子部品メーカーB社から仕入れており(そのため、X社は、仕入れの効率化等を目的として、B社の所在する外国に事務所を設置している)、X社は両社から仕入れた部品をいったん自社の倉庫に搬入・二元管理した後、Y社に連絡し、連絡を受けたY社が商品をX社の倉庫まで取りに行くという方法によって、Y社に納入している。
Y社はそのようにしてX社から購入した電子部品を他の部品と組み合わせ、パソコン周辺機器を製造し、国内および海外で販売している。

設問 I

X社がA社から仕入れてY社に対して納品した電子部品に性質上の不具合があり、当該電子部品を用いて製造したパソコン周辺機器が正常に作動しないという

事態が生じた。

この場合、Y社はX社に対して何を主張することができるか。

なお、X社がA社から仕入れた電子部品には、これまでも数回不良品が混入していることがあったが、A社はX社にとって設立以来長年の付き合いのある会社であり、納期や数量につきX社の要望に応じ柔軟に対応してくれていたため、X社はA社との取引を続けていた。X社は今般の事態を受け、Y社に対し、謝罪を行うとともに、今後はA社製品の品質管理を強化する旨、一週間以内に不具合のない電子部品をあらためて納入する旨を伝えてきている。

● 売買の目的物の瑕疵に対する買主の救済手段

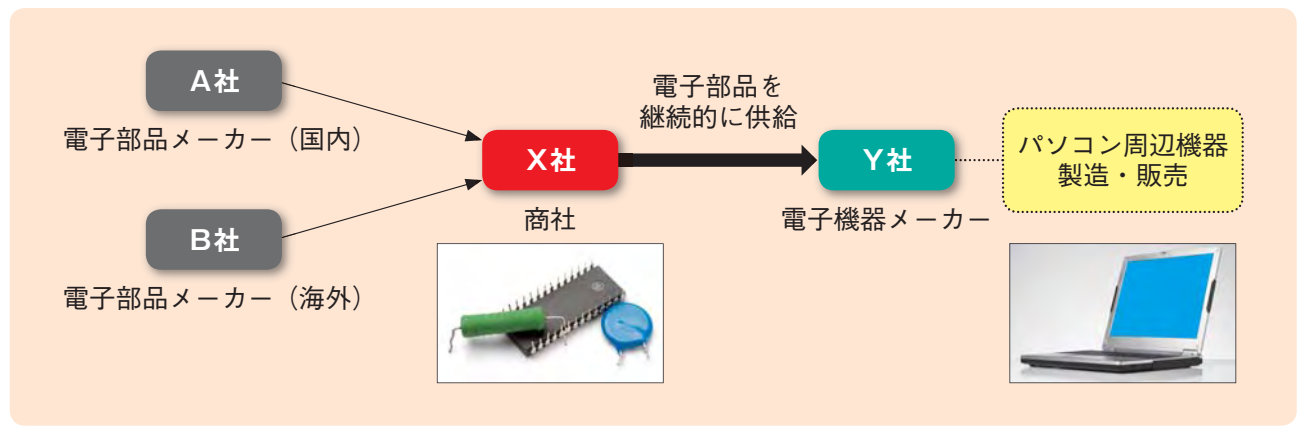
(1) 債務不履行責任の一元化

本事例では、X社がY社に電子部品を納入するに際して、物品に不具合、納入遅延、倉庫保管中の滅失などのトラブルが生じ、買主にとって不満足な結果となった場合の救済手段として何を取り得るかという点が、設問I～IV(設問II以降は次号にて解説(下記※参照))に共通して問題となる。

基本方針では、これらを一元的に債務不履行の問題として捉え、「目的物の瑕

※次回はおおむね以下のような場合の法律関係を取り上げる。
設問II: Y社がX社を通じて中古の工作機械を購入したところ、同機械の作動テスト・調整に時間がかかったため、Y社の製造ラインが停止し、Y社の売上が落ち込んだ場合。
設問III: Y社が販促費用をかけて売り込みを行った新製品用の電子部品について、X社がB社からの仕入れに遅れが出たため、Y社への納入も遅延させた結果、Y社の新製品のリリースが遅れた場合。
設問IV: 電子部品を保管していたX社の倉庫が類焼して中の電子部品が滅失した場合。
設問V: Y社がX社の商社としてのパフォーマンスの低さに見切りをつけ、直接A社およびB社と取引すべく、X社との間の継続的部品売買契約について期間満了をもって更新しないこととした場合。

図表1 事例関連図



中国ビジネス を成功させる 契約法務の基礎知識

中国弁護士 韓晏元

一ノ回 「準拠法」に関連した 売買契約の落とし穴

日本企業が中国企業と契約を締結する場合、当該契約は涉外契約に該当するため、当事者間の約定により、外国法を準拠法にすることができま



★事例

一九九六年七月から十一月にかけて、日本企業A社と北京にある中国企業B社は、A社がB社に建設工設備を販売する合計一七〇万ドルの「貨物提供契約（以下「本件契約」という）を締結し、この中で準拠法を香港法にし、香港の裁判所による管轄を約定しました。

その後、日本企業A社は、二〇〇〇年二月に本件契約で定めた設備のすべてを中国企業B社に引き渡しましたが、本件契約の約定金額は一二四八万ドルであるにもかかわらず、B社から一〇五八万米ドルしか支払われなかったため、A社はB社を相手取り残金の支払いおよび損害賠償を求め訴訟を香港の裁判所に提起しました。

香港の裁判所は、二〇〇三年一月一七日に日本企業A社を支持する判決を下し、B社に対して残金とその利息、およびA社が負担した弁護士費用の支払いを命じました。

しかし、香港の裁判所の判決を中国本土では執行できないため、日本企業A社は二〇〇五年三月に、

決を下しました（注2）。

①「本件は香港の裁判所による管轄を約定し、実際に香港の裁判所による判決が下されたものの、中国大陸と香港との間には司法共助協定がないため、香港の裁判所が下した判決は中国大陸での執行できない。日本企業A社の権益が保護されない状況の下で、最も密接な関係の原則に従い、日本企業A社が中国企業B社の所在地の裁判所に訴訟を提起することができる。」

②「本件契約の当事者が香港法の適用を選定しており、本件においては香港法が適用されるべきである。しかし、香港の弁護士が作成した『法的意見書』に対して中国企業B社が異議を申し立てたにもかかわらず、日本企業A社はこれに対する十分な関連法的根拠を提供できなかったため、本件では香港法に対する調査ができなかったと言わざるを得ず、よって中国法を適用する。」

③「日本企業A社が本件契約の約定に従い設備をすべて中国企業B社に引き渡したという十分な



かん・あんげん 中国弁護士。北京市潤明法律事務所パートナー。2004年神戸大学法学研究科博士後期課程経済関係法専攻修了（博士〈法学〉）。現在は、外商直接投資、企業買収、企業清算、債権回収、人事労務等、日本企業の中国ビジネスに関連する企業法務全般を取り扱っている。著書に『中国のビジネス実務 人事労務の現場ワザ Q&A100』、『中国のビジネス実務 債権管理保全回収 Q&A100』（以上、共著、第一法規）。論文多数。

証拠を提出できなかったため、A社が不利な結果を負うべきである。」

つまり、香港法を適用すべきとしながらも、北京市高級人民法院は、最終的には中国法を適用しました。また、日本企業A社が本件

(注1) 中民初字第1782号 (2007年)。
(注2) 高民終字第919号 (2008年)。
(注3) 「契約法」126条。

★解説

① 準拠法選定時の留意点

中国企業と契約を締結する場合、自社が日本企業か日本企業の中国現地法人かによって、選定できる準拠法が異なります。

日本企業の場合、契約当事者の一方が外国企業になるため、涉外契約に該当し、当事者間で準拠法を中国法または日本法、あるいは第三国の法律にするのか、基本的には自由に選定することができます（注3）。

これに対して、日本企業の中国現地法人である場合、契約当事者がいずれも中国企業に該当するため、当該契約は中国国内契約と同義であり、当事者間で外国の法律

北京市第一中級人民法院にあらためて残金の支払いと損害賠償を求める訴訟を提起しました。しかし、北京市第一中級人民法院はA社の提訴を却下する裁定を下しました。A社はこれを不服として北京市高級人民法院に上訴し、北京市高級人民法院は「本件契約では当事者間で香港の裁判所を管轄裁判所と約定したが、香港の裁判所の判決を中国本土で執行することができないため、日本企業A社が中国本土であらためて訴訟を提起することができない」との判断を示し、先の北京市第一中級人民法院の裁定を取り消し、継続審理を命じました。

ところが、二〇〇七年一月二〇日、北京市第一中級人民法院は、日本企業A社の請求を棄却する判決を下したため（注1）、日本企業A社は北京市高級人民法院に再度上訴しました。

★判旨

二〇〇九年七月六日、北京市高級人民法院は以下の判断を示し、原審を維持し、日本企業敗訴の評

